

2025 年 6 月 30 日

プリンシパル・グローバル・インベスターズ株式会社

スチュワードシップ活動に対する自己評価の結果について 2024 年（1 月～12 月）

スチュワードシップ活動の継続的な改善に向け、当社（以下日本法人を指す）では、同活動を監督する運用委員会において当社におけるスチュワードシップ活動の自己評価を行っております。2024 年（1 月～12 月）における当社のスチュワードシップ活動について自己評価を実施しましたので、その結果を以下の通り公表いたします。

原則	自己評価の結果
原則 1 （方針の策定と公表）	当グループ（プリンシパル・フィナンシャル・グループ）の Purpose（存在意義）は「To help foster financial security for all：すべての人々の経済的な安定を促進する」です。当グループは、長期的に責任ある行動を通じてその実現に取り組んでいます。 当グループは部門を跨いだリーダーで構成されるサステナビリティ対策本部を配置しており、同本部がサステナビリティに関する重要課題を検討し、グループの戦略に関する意思決定やステークホルダーとの継続的なエンゲージメント等について経営陣を支援します。また、グループの運用部門であるプリンシパル・アセット・マネジメントにはサステナブル投資評議会が設置され、サステナビリティ対策本部と緊密に連携して顧客資産の運用と企業戦略の整合性を確保しています。 プリンシパル・アセット・マネジメントは、特定のアセットクラスや運用戦略に特化した複数の運用チームを傘下に擁しており、これらの運用チームが運用する幅広い運用商品を世界の投資家の皆様に提供しています。アクティブ運用を行う全てのアセットクラスにおいて、サステナビリティの要素を運用プロセスに取り込んでいますが、その方法は各運用チームによって異なります。プリンシパル・ア

原則	自己評価の結果
	セット・マネジメントのサステナブル投資評議会は、各運用チームのサステナビリティに関する戦略がグループの戦略と整合的になるよう運用チームを支援しています。 当グループのサステナビリティ戦略はグループのウェブサイト（principal.com および principalam.com）で公表しています。また、日本法人である当社においては、2020年3月改訂の日本版スチュワードシップ・コードの原則に対応した方針を当社のウェブサイト（principalglobal.jp）で公表しています。 以上の点から、原則1への対応は適切と評価しています。
原則2 （利益相反の管理）	当社を含むプリンシパル・アセット・マネジメントでは、職業的専門家として高い倫理基準を持って行動することに全力を尽くします。想定されうる利益相反に関してはその回避に関する社内規程を定めております。グループ全体として適用される Code of Conduct はグループのウェブサイト（principal.com）に公表されています。 議決権行使に関連する利益相反の管理については、プリンシパル・アセット・マネジメントにおいて議決権行使に関する方針（Proxy Voting Policies and Procedures）を制定し、ウェブサイト（principalam.com）にて公表しています。 2024年も引き続き規程及び方針に逸脱する事例は認められず、原則2への対応は適切と評価しています。
原則3 （投資先企業の状況把握）	当社は、運用委託先および組入投資信託の運用哲学、運用方針、および運用プロセスを理解することにより、顧客資産の運用を行うグループの各運用チームがどのように投資先企業の状況を把握するかについて確認します。当社においては、プロダクト部が運用委託先および組入投資信託の運用に対するモニタリングを行っており、その結果を四半期毎に開催される運用委員会に報告しています。 以上の点から、原則3への対応は適切と評価しています。

原則	自己評価の結果
原則 4 (エンゲージメント)	当社は上場企業の株式に直接投資を行わないため、当社自身が投資先企業と直接対話することはありませんが、運用委託先および組入投資信託等におけるエンゲージメントに関する方針、体制、プロセスに関する情報を入手し、理解することによって運用を行うグループの運用チームが投資先の企業と建設的な対話を行っているかどうか確認します。 プリンシパル・アセット・マネジメントにおいては、Stewardship and Engagement Policy Statement を策定し、ウェブサイト (principalam.com) にて公表しています。また、2024 年にエンゲージメント・ワーキンググループを立ち上げました。当ワーキンググループは、各運用チームのエンゲージメント活動を分析して経営陣に情報提供を行うとともに、各運用チームに対してエンゲージメントに関するコンサルティングなどを行っています。エンゲージメント活動のモニタリングと報告を一元化するため、エンゲージメントツールの開発も行いました。 当社においては、プロダクト部が運用委託先や組入投資信託のモニタリングを行う中で、必要に応じて各運用チームにおけるエンゲージメント活動等について確認しています。 以上の点から、原則 4 への対応は適切と評価しています。
原則 5 (議決権行使)	当社の議決権行使に関する方針については、当社のウェブサイト (principalglobal.jp) に公表しています。 議決権行使は運用委託先あるいは組入投資信託の運用を行うグループの運用チームが行っており、プリンシパル・アセット・マネジメントでは議決権行使に関する方針 (Proxy Voting Policies and Procedures) を制定し、ウェブサイト (principalam.com) に公表しています。 また、プリンシパル・アセット・マネジメントには議決権行使委員会が設置されており、グループ内で行われた議決権行使が方針およびガイドラインに沿って実行されてい

原則	自己評価の結果
	るか監督しています。 議決権行使結果の公表については、当社の運用委託先を通じて国内株式に投資しているものについては、議決権行使結果を議案の主な種類ごとに整理・集計して当社のウェブサイト (principalglobal.jp) において公表しています。ただし、当社においては契約顧客数が少ないため、個別投資先企業ごとに議決権行使結果を公表することは、顧客のために運用するポートフォリオの状況や推移を公表することになり得ることから、個別議案の開示については顧客向けに行うこととしています。 一方、プリンシパル・アセット・マネジメントにおいては、個別投資先企業ごとの議決権行使結果をウェブサイト (principalam.com) に公表しています。 以上の点から、原則 5 に対する対応は適切であると評価しています。
原則 6 (顧客・受益者への報告)	当社が運用を受託する顧客に対して、顧客の要望に応じた報告を実施しました。また、プリンシパル・アセット・マネジメントにおいては、グループ全体の 1 年の活動状況を Stewardship and Engagement Report として取り纏め、プリンシパル・アセット・マネジメントのウェブサイト (principalam.com) に掲載しています。 以上の点から、原則 6 に対する対応は適切であると評価しています。
原則 7 (スチュワードシップ活動のための実力)	プリンシパル・アセット・マネジメントでは、原則 1 の取組状況において記載したサステナブル投資評議会のほか、サステナブル投資監督委員会とサステナブル投資チームを設置しています。 サステナブル投資監督委員会の主な活動は、1) 新たに設定・導入される商品および戦略が、サステナビリティ投資の定義に照らして適切に分類されるよう審査、承認を行うこと、2) 基準や分類を運用部門、商品部門、顧客関連部門、

原則	自己評価の結果
	コンプライアンス部門、リスク管理部門等の関係者に適切に伝えること、3) 各運用商品と戦略がサステナビリティ投資の観点から適切に分類されているかどうかを定期的に審査すること、4) 国際的な政策や推奨、規制当局や業界団体の方針を調査し、当グループに与える影響やリスクを特定すること、などを含みます。 当委員会はリスク管理や法務・コンプライアンス関連に重点を置いてプリンシパル・アセット・マネジメントの各運用チームを監督し、経営陣への報告を行っています。 サステナブル投資チームは、投資家のニーズを含むサステナビリティに関する必要な情報の提供やリソースの確保を通じて、グループ内の各運用チームが適切な運用商品やソリューションを構築・維持するための支援を行っています。 以上の点から原則7に対する対応は適切と評価していますが、今後も引き続き努力を続けてまいります。